

京都市告示第 40 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、セントラル法律事務所 弁護士 前川 弘美を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成28年4月1日

京都市長 門川 大作

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
セントラル 法律事務所 弁護士 前川 弘美	名古屋市中区 丸の内3丁目 15番3号	京都市市営住宅条例に規定する使用料のうち、市営住宅を退去した者に係る使用料の滞納分（現在分納誓約中その他の理由により、納付が見込まれるものを除く。）の収納事務及び原状回復費、損害賠償金の請求事務

(都市計画局住宅室住宅管理課)